

那覇港湾施設(米軍那覇軍港)経緯と返還に向けた取り組み

那覇港湾施設(那覇軍港)は、1945 年(昭和 20 年)の米軍上陸以来、対日講和条約が発効する 1952 年(昭和 27 年)までハーグ戦時国際法に基づいて軍用地として使用・占領、以来沖縄県の戦後の統治は米民政府の「土地使用に関する布令 91 号」を公布し、米軍基地施設として占拠され直接使用されました。

その間、琉球住民はプライス勧告による軍用地料の一括払い等に反対する「島ぐるみ軍用地関争」で軍用地問題に対処して来ました。

1972 年(昭和 47 年)沖縄の日本復帰により施政権が返還され日本国の法律が摘要される事になりましたが、那覇港湾施設(那覇軍港)は日米安全保障条約により、米軍提供施設として現在も基地として存続しています。

1974 年(昭和 49 年)の第 15 回日米安全保障協議委員会で那覇港湾施設(那覇軍港)の全面返還が合意をみましたが、移設地の条件が付された返還となりました。

米軍への土地提供は、原則として日本国政府が軍用地の所有者(地権者)から賃貸借契約により、使用権原を取得し、その賃貸借契約の方式は、所有者と国の間に沖縄県軍用地等地主会連合会が介在する間接契約となっております。2023 年(令和 5 年)に那覇港湾施設(那覇軍港)の移設先が浦添市西海岸地先に決まり、約 16 年先の返還へと至っております。

昨今、沖縄県の軍用地を取り巻く社会的な状況が大きく動いてきております。本地主会も平成 25 年から「跡地利用構想」の勉強会を理事会等中心に行っております。

地主会の具体的な取り組みとして 2024 年12月6日に那覇港湾施設(那覇軍港)へ沖縄防衛局に申請し、現地の立入視察を理事会で実施し、その現況を確認致しております。

又、返還後の跡地利用計画、地権者の合意形成は最重要で一番難しい事項と認識し、会員の資格の適正化を講じる作業を実施しております。

軍用地の不動産が金融商品化し、不動産業者等を介してその取引等により新規の地権者(投資目的の個人・法人・県外在住者)が増加しており、今後の地主会の運営・将来の計画にも影響を及ぼす事が思料されます。

この対策について専門家の意見を取り入れながら、会員資格の適正化を企てるため、会員資格の規程、定款の改正を行っております。

又、本地主会は 2024 年(令和 6 年)が那覇市担当部署(まちなみ共創部・企画

財務部)と返還後の跡地利用計画に係る那覇市の2027年度から2028年度に策定する「那覇市米軍那覇港湾施設跡地利用計画」の再計画に対し、双方の交流と情報の共有を行い、共同作業を進めて参ります。

さらに、地元経済団体主導による「GW2050PROJECTS」が2024年8月に発足、那覇軍港・キャンプキンザー・普天間飛行場の西側返還跡地及び那覇空港の拡張の一体的な開発構想を全県俯瞰した計画があります。

同構想は、那覇市担当部局主催で2025年2月3日(第1回)、5月22日(第2回)の説明会で「GW2050PROJECTS 事務局」の説明を受けております。同構想は、返還跡地に類似したまちづくりにならない様又、相乗効果のある跡地利用にすると説明を受けております。

那覇軍用地等地主会は、那覇港湾施設の跡地利用計画について倉庫施設や物流施設は反対である旨伝えてあります。

当該地は、人流を中心とした施設(ウォーターフロントを生かした公園等)公共研究施設の誘致、空港と連結した観光関連の施設・文化施設(イベント)奥武山のスポーツ施設と連結した児童育成施設、国場川・漫湖の水辺の交通網への利用等、特徴のある構想を考えております。

2025年(令和7年)8月

那覇軍用地等地主会

会長 宮里 進